

削除候補物質（案）の除外理由等に関する根拠資料

1 対象化学物質選定の基本的な考え方

(1) 他法令との関係について

本法は、物質選定の要件、先ほどから申し上げているとおりでございますが、排出量等について、他法令に基づいて既に排出量の把握、集計等が行われている場合には、重ねて本法の対象とはしない、あるいは既存の法律での毒性の評価について参考にしていく等の整合性というものを重視して検討を行っていると考えております。

~~~~~

窒素酸化物及び硫黄酸化物につきましては、大気汚染防止法等により、実効性のある排出量把握、及び一部の地域においては総量規制がなされておりました、重ねて本法の対象物質とする必要はないのではないかと、大気汚染防止法でやればよいのではないかと、このように考えたわけでございます。

平成12年2月1日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第3回合同会合議事録より

## (2) 急性毒性について

流通規制という意味では、毒物・劇物取締法という法律が既にごさしまして、劇物あるいは毒物に指定されたものについては、販売の記録も含めて相当厳しい規制が既にかかっております。毒劇法は、毒物・劇物を取り扱った人が直接的に急性毒性により被害を受けることを防止する目的でできておりますから、そういう意味で、急性毒性オンリーで物質を選定するというのは、基本的に毒劇法の法規制と重なってしまう部分が出てまいります。だから、先ほども御説明がありましたように、環境汚染という観点から急性毒性についても配慮しなければならないようなものが出てくれば、それは選定の際に御配慮いただければよろしいのではないかと思います。ただ、急性毒性だけでその物質の流通規制をすべきかどうかと考えるということであれば、このPRTTR法ではなくて、

毒物・劇物取締法という既に存在する法律がありますので、そちらの方でやっていただいた方が混乱が少ないと考えております。

~~~~~

急性毒性については、物質によっては、発生源の周辺等で急性的な影響があるという可能性があるものもあるかと思いますが、一般的には急性毒性自体が通常的环境濃度レベルで問題になることは考えられないことの方が多いということで、選定のための具体的な項目からは外しているということでございます。

平成11年10月8日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第1回合同会合議事録

(3) 慢性毒性について

PRTTRの届出というのは、年に1回、年間の排出量を届け出てくださいという制度でございます。ですから、例えば急性毒性がよく問題になるとすれば、事故的にわっと出て、その時点で問題がある物質である。そうしますと、これはその場で即通報しなきゃいけない制度になりまして、大防法とか水濁法に入っている制度が多分これに該当しますけれども、そういった事故的な流出を考えた場合には、多分、環境経由の影響というものに急性毒性を入れる必要があるだろうと考えているわけでございます。ただ、PRTTRにつきましては、事故的な部分を排除はしておりませんが、一般的に年間排出量を把握してもらって届出をしてもらうということをバックにした物質選定をするということですので、そういったものを考えるときに、急性毒性で物を選ぶという必要はないのではないかと考えたわけでございます。つまり通常蓄積される、あるいは通常の排出からの慢性的な影響を考慮するときに、急性毒性という毒性を考慮しないと物質が選べないということには多分ならない。一般的な慢性的な影響を主に考慮すればいいのではないかとこの考え方でこの選定項目からは外したわけでございます。

~~~~~

恐らく慢性毒性で拾っていけば、急性毒性のあるものもかなり拾えるのではないかという観点もあって、とりあえず急性毒性をリストアップしたときに除外するのが大変だから、我々としては、一応ここでは取り上げないという観点に立って、もう一つは、環境を介した毒性ということに着目して慢性的な影響をみる、このような観点から整理しております。

平成11年10月8日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会

生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会  
化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第1回合同会合議事録

#### (4) 金属やその化合物について

特殊な場合を別にして、金属とその化合物という形でくくり、それではまずい場合には、無機化合物、有機化合物をきちんと分けてみようというふうなやり方をとっていくしかないのかと思います。

平成11年11月4日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第2回合同会合議事録

## 2 削除候補物質（案）の除外理由の根拠等

### ①塩化水素（塩酸を含む）

塩化水素はなぜ外れたかということですが、今回は事故的な、いわゆる急性毒性的な観点での選定というのは、それのみをもっては対象としないということで、塩化水素は通常の環境濃度レベルで問題とならない有害性のみを有するもので、今回の対象にはなりませんでしたということでございます。

平成12年2月1日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第3回合同会合議事録

塩酸ですが、これも引っかけかかってきますが、先ほどの外す物質のリストの方で、外すということで御了解いただきましたので外れてくると思います。

平成11年11月4日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第2回合同会合議事録

## ②ふっ素

塩化水素、塩素、フッ化水素、フッ素という類のものなんです。こういうものが確かに一つの例としては一番いいだろう。慢性毒性よりは、むしろ急性毒性的な意味合いなのかと思っている。

平成11年10月8日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第1回合同会合議事録

元素自体に毒性がある物質については、原則として当該元素及びそれを含む化合物全体を対象とすることが適当である。なお、金属元素の毒性とその元素を含む化合物の毒性とは異なる場合は、区別して取り扱うことが適当である。

平成11年11月4日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第2回合同会合議事録

③ふっ化珪素

④ふっ素化合物（ふっ化水素及びその水溶性塩とふっ化珪素を除く）

あえて「無機化合物」というふうには書いていない場合には、有機も無機も含むという考え方です。2 ページ目の一番下に「無機フッ素化合物」とございます。これはあえて無機に限定しているという意味で「無機」というふうに書かせていただきました。

平成 11 年 11 月 4 日中央環境審議会環境保健部会 P R T R 法対象物質専門委員会、  
生活環境審議会生活環境部会 P R T R 法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会  
化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第 2 回合同会合議事録

無機フッ素化合物について、六フッ化硫黄や螢石、フッ化カルシウムでございますが、比較的無害な物質も含まれると。真に対象となる物質名で規定すべきということですが、これは無機フッ素化合物からフッ化水素及びその塩（溶解性）と変更いたします。

理由は、フッ素イオンというのは環境基準が定められているわけですが、経口クラス 4 ということで、今回の有害性の基準の 1 つ下になっておりますが、環境中でそれを上回って検出されている地点があるということで、特別、その他留意事項の観点で選んだものでございます。それから、実際に有害性の根拠については、フッ素イオンということですので、フッ素イオンを生成するものに限るということで名称対象を限定いたしました。

平成 12 年 2 月 1 日

中央環境審議会環境保健部会 P R T R 法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会 P R T R 法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第 3 回合同会合議事録

## ⑤窒素酸化物

窒素酸化物及び硫黄酸化物につきましては、大気汚染防止法等により、実効性のある排出量把握、及び一部の地域においては総量規制がなされておりまして、重ねて本法の対象物質とする必要はないのではないかと。大気汚染防止法でやればいいのではないかと、このように考えたわけでございます。

~~~~~

これはある部分任意ですけれども、環境庁は承認統計によって、大気汚染物質排出量総合調査を全国の事業所に対して行っております。これらの結果は都道府県別、あるいは対象施設別等の集計データとして公開されております

平成12年2月1日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第3回合同会合議事録

⑥有機砒素化合物

○委員

「その化合物」というのは有機、無機両方とも含むという理解でよろしいのですか。

○事務局

ここで、あえて「無機化合物」というふうに書いていない場合には、有機も無機も含むという考え方です。2ページ目の一番下に「無機フッ素化合物」とございます。これはあえて無機に限定しているという意味で「無機」というふうに書かせていただきました。そこも含めて御検討いただければと思います。

○委員

もしそうだとしますと、2番目のヒ素及びその化合物で、ヒ素の場合には有機のヒ素は毒性がどんどん下がるのです。だから、ちょっと別な扱いが要るかもしれないと思いました。これは座長会議に、もちろんお任せいたします。

○委員長

では、そういうことにさせていただきます。

(※ 議事の状況を分かりやすくするため、前後のコメントも含め掲載しています)

平成11年11月4日中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第2回合同会合議事録

⑦シアン化合物

(無機シアン化合物のうち錯体及びシアン酸塩と有機シアン化合物)

シアン化合物ですけれども、これは毒物・劇物の方でもよく問題になって、いろいろな意見を伺ったことを覚えているのですが、それはシアンを含む化合物でも、シアンの毒性を発揮し得るものと、そうでないものが、化学の専門家ははっきり分かるのにもかかわらず、全部一緒にするのは問題であるということをよく指摘されておりますので、これは先ほどの7ページ、留意すべき点の元素のところでは言っているのと同じように、シアンの毒性とそれを含む化合物の毒性とが異なる場合は区別して取り扱うことが適当であるというようなところに、同じ取扱にしてはどうかというふうに思います。

平成11年11月4日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第2回合同会合議事録

⑧パラチオン

⑨メチルパラチオン

農薬取締法で販売及び使用が禁止されている。

⑩メチルジメトン

1974年に農薬としての登録は失効している。
また、1973年以降の国内への出荷データはない。
(国立環境研究所 化学物質データベースより)

⑪ほう素

平成20年PRTTR法対象物質見直し時の資料（資料3-1 P14、P19）を参照

（次ページに添付）

⑫アンモニウム化合物

⑬亜硝酸化合物

⑭硝酸化合物

水質汚濁防止法の一律排水基準により規定された物質（有害物質）
水質汚濁防止法の総量規制基準が設定されている物質（窒素として規制）

（参考）

本法は、物質選定の要件、先ほどから申し上げているとおりでございますが、排出量等について、他法令に基づいて既に排出量の把握、集計等が行われている場合には、重ねて本法の対象とはしない、あるいは既存の法律での毒性の評価について参考にしていく等の整合性というものを重視して検討を行っていると考えております。

平成12年2月1日

中央環境審議会環境保健部会PRTTR法対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会、第3回合同会合議事録より

⑮黄燐

削除候補物質について

(1) アンケート及び環境調査結果に基づく条例対象物質からの削除

（省略）

また、黄燐については、黄燐として環境中に存在しないため環境調査を実施しなかったが、アンケート調査では、ほとんど取扱等がないことを確認していることから、条例対象物質から削除することとしたい。

平成20年8月26日埼玉県化学物質対策専門委員会 資料5

⑩ホスゲン

平成20年PRT法対象物質見直し時の資料（資料3-1 P14、資料3-2 P24）を参照

（次ページに添付）